［五　略］

第十四条の二　削除

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の三　令和七年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ

算式の符号

［略］

Ｂ　令和６年度減収補塡債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

Ｃ　前年度における令和７年改正前の省令附則第14条の２第１号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

第十四条の四から第十四条の七まで　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛(166,200円×α)×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

［五　同上］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の二　令和六年度に限り、石川県のゴルフ場利用税の基準税額は、第二十二条の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ×Ｂ）×52,900円

算式の符号

Ａ　前年の３月１日からその年の２月末日までの施設ごとの延利用者の１日当たりの数（１人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（その年の３月31日までに廃止された施設に係る延利用者の１日当たりの数を除く。）として総務大臣が調査した数

Ｂ　1.024

（特別法人事業譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の三　令和六年度に限り、特別法人事業譲与税の基準税額は、第二十八条の三の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額前年度における令和六年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ

算式の符号

［同左］

Ｂ　令和５年度減収補塡債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

Ｃ　前年度における令和６年改正前の省令附則第14条の２第１号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

第十四条の四から第十四条の七まで　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛(150,100円×α)×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.990－Ｆ－Ｇ＋Ｈ